

2004 2/23

産廃跡地問題

明言 改善工事現場を視察

命令 完全施行でせる

う。国松知

事が、今は改善命令を
履行させることが優先。

長らと「第

実行できることから速や
かにやっていきたい」と

話した。【田中龍士】

事自体は順

調に進んで
いるという印象を受けた」と話した。

調査会では、上田一好

・県琵琶湖環境部廃棄物

対策課長が、「本来は埋

め立て出来ない」木くず

などが見つかっている

が、有害物質は確認され

ていない」と説明。住民

の1人が「許可量を超

えていないか」と調査

を求めるが、国松知事は

「許可量に関する問題が
あれば対処すべきことは

ない」と明確に述べた。

改善工事は、栗東市小野にある産

業廃棄物処分場

で、国松善次知事が二十

Dエンジニアリング

基づき、同処分場の廃棄

物の一部を約二十五畝後

退させる工事などを進め

ている。

改善工事の進ちょく状況を視察する国松知事
(栗東市小野の産業廃棄物処分場)

の 東 産廃処分場

国松知事が視察

04
2/23

出した改善命令の進ちょく状況を視察し、地元住民らと懇談した。

同社は県の改善命令に

基づき、同処分場の廃棄

物の一部を約二十五畝後

退させる工事などを進め

ている。

国松知事は処分場内を

見て回り、廃棄物の山が

削り取られて処分場内の

別の場所に移されている

様子や、新たに設けられ

た沈砂池や水処理施設を

確認した。

続いて、処分場に近い

県立工業技術総合センタ

ーで住民約五十人と懇談

した。住民らは「許可さ

れた量を超過している可

能性がある。実態解明し

てほしい」「地下に埋ま

つておる汚染原因物質を

調べてほしい」などと要

望。知事は「まず改善命

令を実行させ、なお心配

な点があれば対処する」

としたえた。

ていた。市はそのつま立た入り調査をしたが、木くずの一部を撤去させただけだ。その間に産廃は合を埋め、巨大な山を築いていた。

業者は産廃の山を「建設作業で出た残土」と弁明していた。たしかに表面は土で覆われていた。だが、少しだけ土を掘りこみれば、残土か産廃かはすぐに分かることはできた。市が見て見ぬふりをしてい

た、とにかく誰も仕方があるまい。

不法投棄と言つて、家庭や事業所から出たごみをじつそら山中で捨てると思ひながら、大がかりなのは処理業者が社

有地で堂々と捨てることが多い。「残土」や「一時保管」という業者の言い分

をうのみにせず、不法投棄かどうかはあくまで実態を見て判断する。それが豊島なつたのに、いまも同じもつたことが続いていた。

岐阜市で、「善商」といふ處理業者が産廃物の不法投棄が社会問題になつたのに、いまも同じもつたことが続いていた。

岐阜市で、「善商」といふ立場の

理業者が産廃物処理法違反の疑いで岐阜県警の捜査を受けた。97年から建設資材など約50万立方㍍を社有地の谷に無許可で捨てていた。産廃は土壤

産廃投棄

行政は犯罪を怖がるな

香川県の豊島であれほど産業廃棄物の不法投棄が社会問題になつたのに、いまも同じもつたことが続いていた。

岐阜市で、「善商」といふ立場の理業者が産廃物処理法違反の疑いで岐阜県警の捜査を受けた。97年から建設資材など約50万立方㍍を社有地の谷に無許可で捨てていた。産廃は土壤

や地下水を汚染する心配があるため、社有地でも勝手に捨てる」ことではない。投棄量は豊島に並び、東京ドームを4割も埋めるほどだ。

不思議なのは、業者を監視する立場の理業者が産廃物処理法違反の疑いで岐阜県警の捜査を受けた。97年から建設資材など約50万立方㍍を社有地の谷に無許可で捨てていた。産廃は土壤

や地下水を汚染する心配があるため、社有地でも勝手に捨てる」ことではない。投棄量は豊島に並び、東京ドームを4割も埋めるほどだ。

一部の職員は不法投棄を疑っていた

が、政治家の影を感じ、指導を尻込み

した。当然である。

業者は自民党と政治献金

をするなど政治家とのつながりが深いといわれていた。市議からは調査を牽制す

るような電話も担当課に入つていて。

ひとつかかる。

大半は税金でまかなわざるえない。

だが、いつまでも税金を投入するわけにはいかない。88年の法改正で産廃物を出した側の責任を厳しく問うことができるようになった。今回、環境省は排出し

た企業を差し止め、費用を負担させる方針だ。当然である。

が、政治家の影を感じ、指導を尻込み

した。当然である。

業者は自民党と政治献金

をつけ払つことにまる。排出企業にそろ

自覚させることが、不法投棄をなくす

ひとつかかる。

職員の苦労はわからないわけではな
い。「業者の威圧的な態度が怖がつた」と語る職員もいる。

だが、だからといって不正を見逃すことは許されない。不法投棄は犯罪である。警察に相談し、連携すべきだ。警察に告発する道もある。自治体は毅然として姿勢で臨んでほしい。及び腰であたれば住民が被害に苦しむだけではなく、後始末に膨大な労力と費用を要する。

産廃物を撤去することは

豊島では約5

00億円、そのあとに起きた着手・責森

県境の不法投棄では約650億円もかか

る見通しだ。業者に負担能力が乏しく、

大半は税金でまかなわざるえない。

だが、いつまでも税金を投入するわけにはいかない。88年の法改正で産廃物を

出した側の責任を厳しく問うことができるようになった。今回、環境省は排出し

た企業を差し止め、費用を負担させる方

針だ。当然である。

業者は自民党と政治献金

をつけ払つことにまる。排出企業にそろ

自覚させることが、不法投棄をなくす

ひとつかかる。